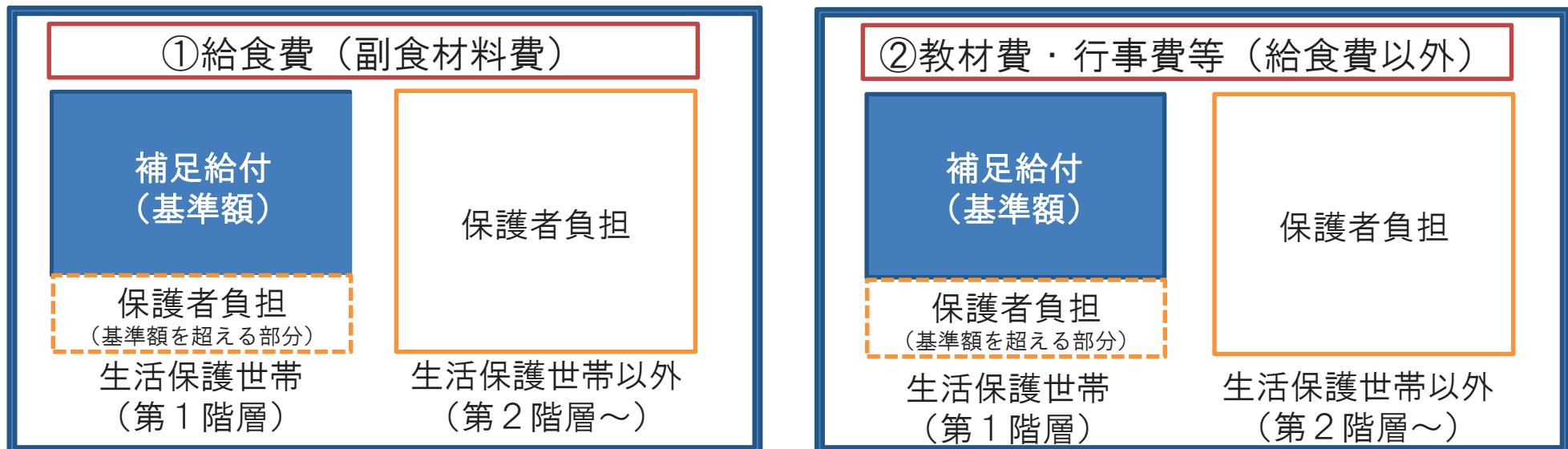


実費徴収に係る補足給付を行う事業について

- 新制度においては、運営基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。
- 当該補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行う。

（事業のイメージ）



（対象者）

生活保護世帯（第1階層に該当する者）

（基準額（1人当たり月額））

①給食費（副食材料費）

1号認定：4,500円（副食費相当）

②教材費・行事費等

1号～3号認定を通じて同額：2,500円

多様な事業者の参入促進・能力活用事業概要(新規参入施設への巡回支援)

※平成26年度は「新規参入施設への巡回支援事業」として実施

- 目的 「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者(以下、「新規参入事業者」という。)への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図る。
- 実施主体 市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
- 事業内容 新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。
 - ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
 - ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
 - ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
 - ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
 - ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
- 支援対象 保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者
- 国庫補助率 1／3 (地方負担:2／3)

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

1 実施主体

市町村(特別区を含む。以下同じ。)

2 実施場所

私立認定こども園

3 対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア)日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ)6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当すること。

4 補助要件

当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること。

5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

6 対象となる施設

☆:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園			1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立※1, 2	旧接続型	○	○	●	
		旧並列型	○	●	●	
	上記以外	☆	●	●		
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立※1	単独型	○	○		
		接続型	○	○	☆	
		並列型	○	☆	☆	
	上記以外	単独型	☆	☆		
		接続型・並列型	☆	☆	☆	
保育所型			☆	●	●	
地方裁量型			☆	☆	☆	

※1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

VIII. 関連予算

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の增收額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税增收分の内訳〉

《增收額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

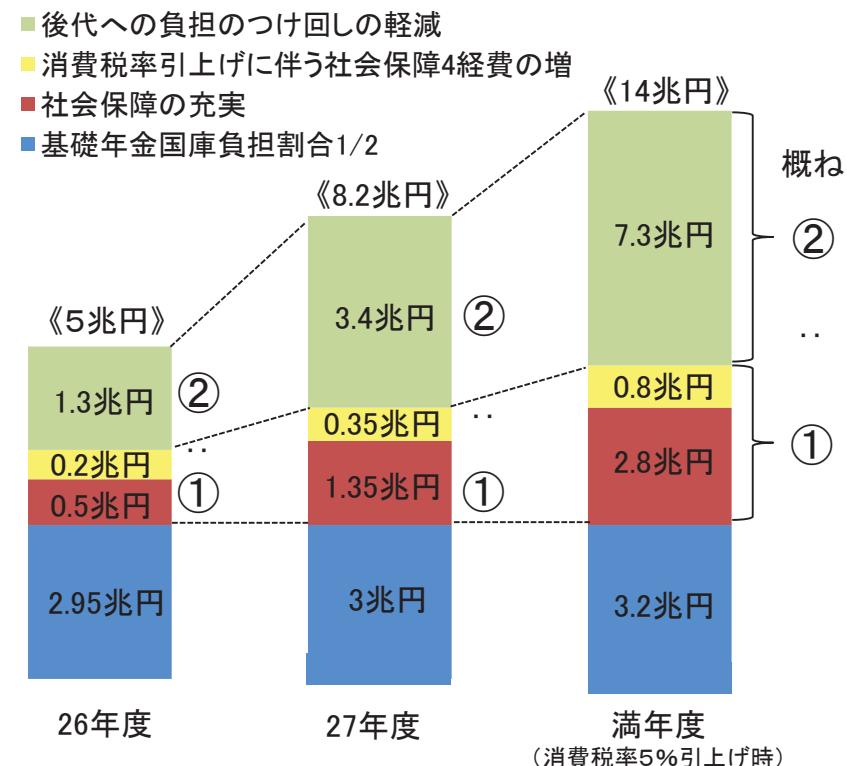
0.35兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ



平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

- 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

→ 市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の向上」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

→ 地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

→ 低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置とともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

- 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。
- 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事業 内 容	平成27年度 予算 <small>(注1)</small>	平成27年度		(参考) 平成26年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 <small>(注3)</small>	2,649	2,915
	社会的養護の充実	283	142	142	80
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 <small>(注4)</small>	6	64
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904 392	602 277	301 115
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の待遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,051 236	483 531 118	241 520 118
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832
	医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0
		高額療養費制度の見直し	248	217	31
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154
	年 金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0
	合 計		13,620	6,786	6,833
					4,962

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行) 所要額(公費) 4,844億円

- 子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）☆
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 等

（☆は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ）

（参考）子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

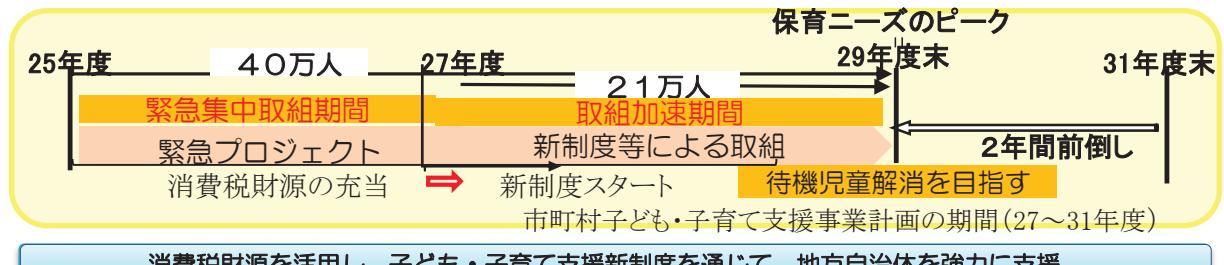
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。（詳細次頁）

【参考：待機児童解消加速化プラン】

「緊急集中取組期間」（25・26年度）における取組（約20万人分の受け皿を確保する予定）に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」（27～29年度）で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。〈平成27年度では、約8万人分（※）の受け皿を確保する予定〉



II. 社会的養護の充実 所要額(公費) 283億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）の推進など、質の改善を図る。（詳細次頁）

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）

平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の向上事項はすべて実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容		
○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など	
○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など	
○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など	

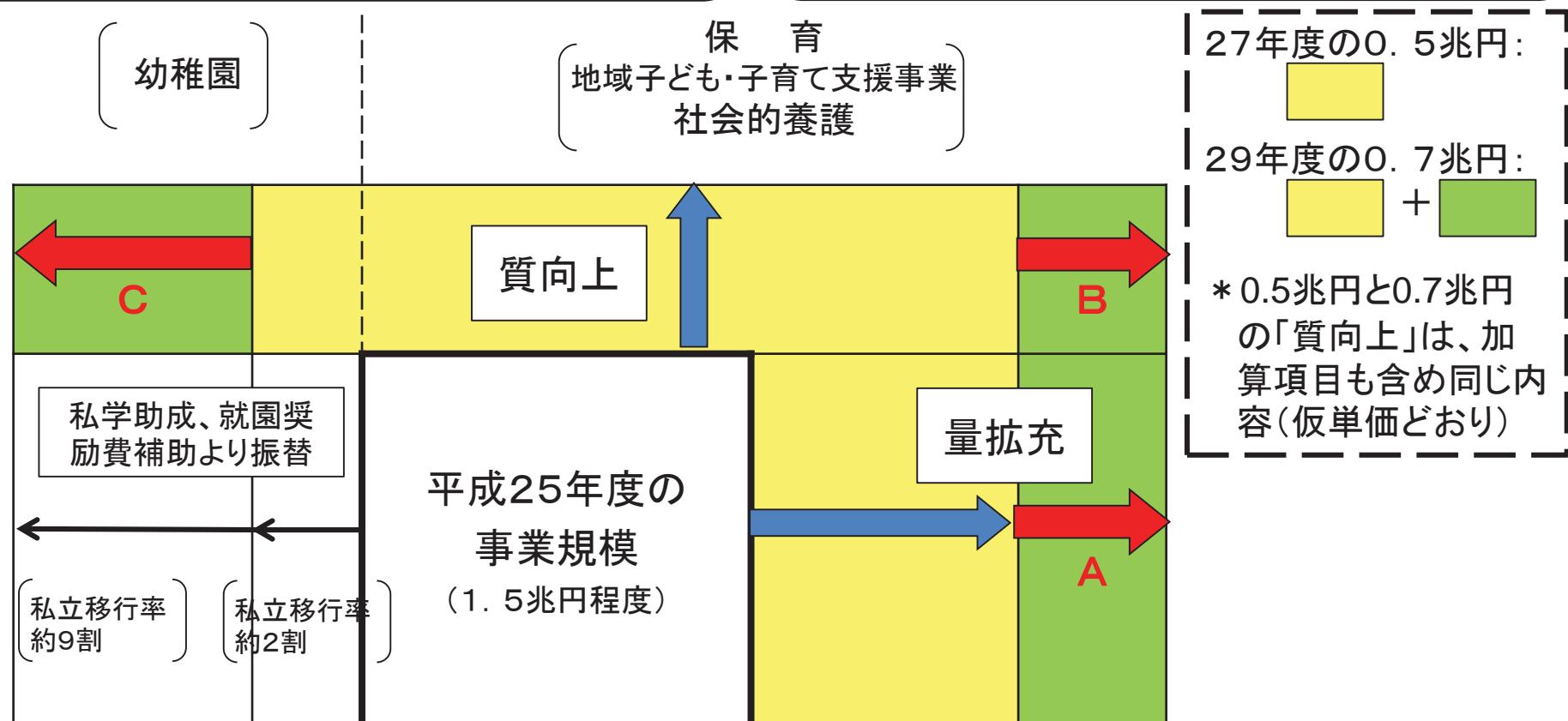
量的拡充・質の向上 合計 5,127億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

平成27年度予算における「0.5兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。
- 27年度予算の「0.5兆円程度」は、
 - ① 各市町村の事業計画に基づく27年度の「量の拡充」に対応
 - ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施(加算項目も含め、仮単価どおり)するための所要額として確保されたもの。

- 27年度の「0.5兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施できる主要因は、
 - ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないと(図A部分)
 - ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を2割程度としていること
 - ③ ①・②に伴い「質向上」の所要額が少ないと(図B・C部分)



* 29年度の私立移行率9割は仮置き。
各年度予算は意向調査等に基づき設定。